主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由について。

論旨は、原判決は憲法一七条に違反すると主張するのであるが、要するに、D乃 至被上告人が、上告人と訴外Eとの間の上告人所有土地についての契約を鍬下契約 と誤認したのは過失に基づくものであり、被上告人は上告人に対し賠償責任を負う べき旨を主張するに帰する。

しかし、原判決の認定した事実によれば、本件の場合、国家賠償法一条にいう過失があるといえないことは原判示のとおりである。所論違憲の主張は名を違憲に籍りるに過ぎず、論旨は理由がない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	池	田		克
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	_
裁判官	山	田	作之	助
裁判官	草	鹿	浅之	介